平成23年度第2回

小金井市都市計画審議会会議録

平成23年度第2回

小金井市都市計画審議会会議録

○平成23年10月28日(金曜日)

場 所 第一会議室

出席委員 1 7 名

会 長 8番根上彰生

委 員 1番 高 橋 金 一 2番 渡 辺 ふき子

3番中根三枝 4番古川公毅

5番川崎宜洋 6番露口哲治

7番 大 澤 由 政 9番 紀 由紀子

10番 板 倉 真 也 11番 宮 崎 晴 光

12番 加 藤 昌 宏 13番 村 山 秀 貴

15番 高 松 辰 男 16番 須 藤 善 雄

17番 斎 藤 康 夫 19番 井 上 義 郎

欠席委員 2名

14番 杉 山 直 司 18番 田 頭 祐 子

出席説明員

都市整備部長 酒 井 功 二 都市計画課長 西 川 秀 夫

都市計画課長補佐 畑 野 伸 二 道路管理課長 東 山 博 文

環境部長 岡部壯二 環境政策課長 石原弘一

事務局職員出席者

都市計画課主任 大久保 隆 都市計画課主事 山 下 恒 夫

環境政策課係長 平 賀 俊 彦 環境政策課主任 鈴 木 政 博

環境政策課主事 根 岸 雄 一

【西川都市計画課長】 おはようございます。本日は、ご多忙のところ小金井市都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告申し上げます。

審議会委員19名中17名のご出席をいただき、小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、過半数以上の出席を得ていますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

なお、杉山委員は、本日ご都合により欠席とのご連絡をいただいてございます。

申しおくれましたが、私は事務局を担当しております都市計画課長の西川です。よろしくお願いいたします。

さて、平成23年4月13日に開催した前回の都市計画審議会以後、約半年ぶりの開催 となったことにより、学識経験のある委員の異動等、審議会委員に異動がございまして、 新たに審議会委員にご就任いただいた方がおられますので、改めまして委員全員の紹介を 事務局からさせていただきたいと思います。

委員のご紹介につきましては、現在お座りいただいている窓側から席次順にご紹介させていただきますことをご了承ください。

最初に、高橋委員でございます。前農業委員会会長職務代理者の水村委員の辞任に伴い、 平成23年7月21日から委員にご就任いただいております。農業委員会会長職務代理者 をされております。

【高橋委員】 皆様、よろしくお願いします。

【西川都市計画課長】 渡辺委員でございます。市議会議員をされております。平成2 3年5月24日から委員にご就任いただいております。

【渡辺委員】 よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 中根委員でございます。市議会議員をされております。平成2 3年5月24日から委員にご就任いただいております。

【中根委員】 よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 古川委員でございます。平成20年10月1日から引き続き委員にご就任いただいております。元東京都建設局長でございます。現在は会社顧問をされております。

【古川委員】 よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 川崎委員でございます。多摩建築指導事務所建築指導第二課長

をされております。平成22年8月31日から引き続き委員にご就任いただいております。

【川崎委員】 よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 露口委員でございます。市議会議員をされております。平成2 3年5月24日から委員にご就任いただいております。

【露口委員】 よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 大澤委員でございます。前東京むさし農業協同組合理事の中川 委員の退任に伴い、平成23年7月1日から委員にご就任いただいております。東京むさ し農業協同組合理事をされております。

【大澤委員】 どうぞよろしくお願いします。

【西川都市計画課長】 根上委員でございます。前委員の高橋晶子委員の辞任に伴い、 平成23年6月10日から委員にご就任いただいております。日本大学で教授をされております。都市計画を専門とされております。

【根上委員】 よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 紀委員でございます。市議会議員をされております。平成23年5月24日から委員にご就任いただいております。

【紀委員】 よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 板倉委員でございます。市議会議員をされております。平成2 3年5月24日から委員にご就任いただいております。

【板倉委員】 ふつつか者ですが、よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 宮崎委員でございます。市議会議員をされております。平成2 3年5月24日から委員にご就任いただいております。

【宮崎委員】 よろしくお願いします。

【西川都市計画課長】 加藤委員でございます。前北多摩南部建設事務所長の古川俊明委員の異動に伴い、平成23年8月1日から委員にご就任いただいております。

【加藤委員】 よろしくお願いします。

【西川都市計画課長】 村山委員でございます。市議会議員をされております。平成2 3年5月24日から委員にご就任いただいております。

【村山委員】 よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 杉山委員でございます。平成20年10月1日から引き続き委員にご就任いただいております。会社役員をされております。本日は欠席とのご連絡をい

ただいております。

高松委員でございます。前小金井警察署長の熊谷委員の異動に伴い、平成23年8月2 2日から委員にご就任いただいております。

【高松委員】 よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 須藤委員でございます。平成18年10月1日から引き続き委員にご就任いただいております。建設業組合員をされております。

【須藤委員】 よろしくお願いします。

【西川都市計画課長】 斎藤委員でございます。市議会議員をされております。平成2 3年5月24日から委員にご就任いただいております。

【斎藤委員】 斎藤です。よろしくお願いします。

【西川都市計画課長】 田頭委員でございます。市議会議員をされております。平成2 3年5月24日から委員にご就任いただいております。本日は欠席されております。

井上委員でございます。小金井消防署長をされております。平成23年4月1日から委員にご就任いただいております。

【井上委員】 井上です。

【西川都市計画課長】 以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

なお、議会選出の委員の皆様の席次につきましては、後ほどお諮りいたしますので、ただいまは仮の席として議席番号順にご着席をいただいておりますことをご了承ください。

それでは、お手元に差し上げております次第に従いまして進行させていただきます。

本日は、本審議会の会長でございました高橋晶子委員が都合により辞任された後の初めての審議会となります。したがいまして、会長選出までの議事につきまして座長に進行していただく必要がございます。座長につきましては、慣例によりまして学識経験のある者の中で最年長と思われる委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【西川都市計画課長】 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、 僣越でございますが指名をさせていただきます。

古川委員に座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【古川座長】 ただいま座長にご指名いただきました古川でございます。会長が選出されるまでの間、私が座長として務めさせていただきます。

早速ですが、議事に入ります。議題は、会長の選出についてであります。会長の選出に

ついて事務局より説明をいただければと思います。

【西川都市計画課長】 会長の選出につきましては、小金井市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長は第3条第1項第1号の委員(学識経験のある者)のうちから、委員の選挙により定めるとなっております。つまり、学識経験委員の6名の中から選挙により選出していただきます。

【古川座長】 会長の選出は、学識経験委員の中から選挙で行うとのことですが、いかがいたしましょうか。

選挙の方法について、事務局より提案等があればお願いいたします。

【西川都市計画課長】 選挙の方法につきましては、指名推選、もしくは別室で学識経験委員6名により会長選出がございますが、これまでは指名推選で選出いただいております。

【古川座長】 選挙の方法について、事務局から2つの方法について提案がありましたが、前例に従いまして指名推選でいかがでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【古川座長】 異議がないようですので、指名推選で行いたいと思います。

それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

須藤委員

【須藤委員】 都市計画を専門とされている根上委員が適任ではないかと思いますので、 推薦させていただきます。

【古川座長】 ただいま会長に根上委員が推薦されましたが、いかがでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【古川座長】 ご異議なしとのことでございますので、根上委員を会長に選出させてい ただきます。

それでは、会長が決まりましたので、座長の任務を終了させていただきます。委員の皆様のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

【西川都市計画課長】 ありがとうございました。

会長が選出されましたので、ここで、本日ご審議いただきます案件、付議2件、報告1件を、市長にかわりまして都市整備部長から読み上げさせていただきます。

【酒井都市整備部長】 小金井市都市計画審議会会長、根上彰生様、小金井市長、佐藤 和雄 小金井都市計画特別緑地保全地区の変更ほか1件について付議

小金井市都市計画審議会条例第1条の規定により、下記事項について審議会に付議します。

記

1、案件名称

- (1) 小金井都市計画特別緑地保全地区の変更について(付議)(小金井市決定)
- (2) 小金井都市計画生産緑地地区の変更について(付議)(小金井市決定)以上でございます。よろしくお願いします。

【西川都市計画課長】 付議、報告が終了いたしましたので、ここからは根上会長に議事の進行をお願いいたします。

【根上会長】 日本大学の根上でございます。今年から審議会委員を引き受けさせていただきました。新任で会長にご推挙いただきまして、やや僣越ではございますけれども、これも大学で都市計画を専門としている者の役割ということで、お引き受けさせていただきました。不慣れでいろいろとご迷惑をおかけする場面もあろうかと思いますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議題に沿って議事を進めさせていただきます。

議題に先立ちまして、先ほど事務局から、議会選出の委員の席次について、仮の席であるというご説明がありました。現在は議席番号順にご着席いただいているということでしたが、これについてまずお諮りしたいと思います。

【板倉委員】 あまりごたごたもしたくありませんので、現状のままで、この席で構わないかと私は考えております。

[「異議なし」との声あり]

【根上会長】 ありがとうございます。異議なしという声をいただきましたので、今の 席で進めさせていただきます。

席次表はご用意いただいていますでしょうか。ただいまの席次表で、変更なしということですので、そのままで。

次に、会長職務代理者を指名するという役割が私のほうにあるということでございますが、小金井市都市計画審議会条例第5条第3項の規定で、会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理するということになっております。

この規定に基づきまして、会長職務代理者を指名するわけですが、会長が不慣れなこと

もありまして、ベテランの委員の方がよろしいかと存じますが、先ほど座長を務めていた だいた古川委員を指名したく思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

【古川委員】 わかりました。

【根上会長】 どうもありがとうございます。古川委員、よろしくお願いいたします。 それでは、古川委員、ごあいさついただければと思います。

【古川委員】 会長を支えて一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【根上会長】 ありがとうございました。

それでは、これから平成23年度第2回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせてい ただきます。

お手元に議事が配付されているかと思いますが、本日ご審議いただく案件は、付議案件 2件と報告が1件ございます。先ほどご説明いただきましたが、2件は小金井市決定に係 るものでございます。あと1件は報告ということで、まず、小金井市決定に係る付議案件 の1、2という順番で進めさせていただきます。

案件(1)は、小金井都市計画特別緑地保全地区の変更についてということで、案件(2)は、小金井都市計画生産緑地地区の変更についてということでございます。案件(3)の報告は、小金井市都市計画マスタープランの見直しについてという、以上の3件でございます。

それでは、早速、各案件の議事に入りたいと思いますが、それぞれ一つ一つの決定でよろしいでしょうか。私、小金井市の都市計画審議会の進行について、初めてで詳しくないと、これは、昔、幾つかの都市計画審議会を、私、務めさせていただいておりますが、それぞれにかなり流儀が違うということで、ちょっと不慣れな私が、申しわけないんですが、一件一件というような形でよろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【根上会長】 わかりました。それでは、そのように進めさせていただきます。

パワーポイントの用意があるようですので、こちらで準備ができ次第、案件(1)から 説明をいただきたいと思います。

事務局から、案件(1)のご説明、小金井都市計画特別緑地保全地区の変更について、ご説明、よろしくお願いいたします。

【酒井都市整備部長】 それでは、小金井都市計画特別緑地保全地区の変更について、

パワーポイントにより説明させていただきます。

今回の小金井都市計画特別緑地保全地区の変更案の内容は、現状の滄浪泉園特別緑地保 全地区に新たな区域を追加するというものでございます。

特別緑地保全地区は、都市緑地法第12条に規定されており、都市計画区域内において、 樹林地、草地、水辺地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を 形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・ 文化的意義を有するもの、風致景観がすぐれているもの、動植物の生息地等となるものの いずれかに該当する緑地が、指定の対象となります。

指定を受けることにより、建物の新築や樹木の伐採など一定の土地利用に対する制限が 発生する、緑を守っていくための有効な制度でございます。

市の西部に位置する本地区は、はけと呼ばれる国分寺崖線と、そこからわき出る湧水を巧みに生かした緑地です。

滄浪泉園の沿革について説明させていただきます。明治・大正期に財閥の役員の別荘でございました。戦後、一時期マンション建設計画が起こり、存続が危ぶまれたこともありましたが、市民の要望により、昭和52年12月に緑地保全地区の指定、その後、2度の拡大がなされました。市内における農地や雑木林の宅地化は進行していますが、現在でも貴重な自然環境を守ることができています。本地区は、武蔵野の特徴をよくあらわした貴重な地域資源であり、次の世代へ伝えていくべきものであります。今回、本地区内の湧水池上部にある隣接地を本地区に追加指定を行います。

写真は、滄浪泉園の東側にある入り口、池、湧水を撮影したものです。

今回、特別緑地保全地区に追加する土地は、崖線上部で斜面の一部も含んでおり、地形的に一体をなしています。さらに、この土地の崖線の下には滄浪泉園の湧水池があることから、地下には湧水の水みちがあるとされています。そのため、この土地が開発され、高層の建物が建築されることになれば、基礎杭により水みちが切断され、湧水が枯渇するおそれがあります。滄浪泉園の動植物は池の水に大きく依存した生態系であると考えられます。湧水が枯渇し、池の水位の低減等が起きた場合、現在の生態系が破壊される可能性があります。これらのことから、小金井市としてはこの土地を特別緑地保全地区として保存するものであります。

滄浪泉園は、北側がはけの上部、南側がはけの下部になっています。今回、はけの上部 になっている滄浪泉園の北西部を追加いたします。 最後に、都市計画策定の経緯と今後の予定です。説明会につきましては、平成23年7月22日に開催いたしました。東京都との協議については、9月6日に意見のない旨の協議結果を得ております。都市計画法第17条に基づく公告・縦覧につきましては、9月22日から10月6日まで行いましたが、縦覧者、意見書の提出ともございませんでした。今後、本日の審議会でご決定いただいた後、11月上旬に市の告示を行う予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【根上会長】 どうもありがとうございました。

それでは、案件(1)につきまして質疑を行います。ご質問、ご意見、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。特にご質問がないようでしたら、これで質疑を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【根上会長】 ありがとうございました。それでは、案件(1)についてはこれで終了いたします。

次に、案件(2)についての説明を受けてから採決のほうに入りたいと思います。 それでは、事務局、案件(2)の説明をお願いいたします。

【酒井都市整備部長】 それでは、小金井都市計画生産緑地地区の変更について、パワーポイントにより説明させていただきます。

今回の変更は生産緑地地区の削除及び追加でございます。

毎年、本審議会での説明の際に出てまいります、買い取り申出、行為制限の解除、都市計画の変更までの流れについて、案件の説明に先立って、生産緑地地区の基礎知識を含めて説明させていただきます。また、追加について説明させていただいた後、個別箇所の説明を行います。

生産緑地地区制度についてですが、市街化区域内農地等は、住宅・宅地供給促進のための素地と良好な都市環境の形成のためや、生鮮野菜の供給のため残された貴重な緑地、オープンスペースとして2つの性格を持っております。こうした基本的考え方から平成3年に生産緑地法が一部改正され、市街化区域内農地等を対象とした総合的な住宅地供給施策として、農地等所有者は、保全すべき農地等又は宅地化する農地等の選択を行いました。

保全する農地等については、計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、市 が都市計画制度により生産緑地地区として指定することにより、30年間にわたり保全が 図られるものでございます。

生産緑地地区としての要件、つまり指定基準は、農地等所有者その他関係権利者全員の同意を条件に、良好な生活環境形成に相当の効用があること、公園などの公共施設などの敷地に供する土地として適していることです。面積が500平方メートル以上の一団の農地等であること、現に農業等の用に供されており、その継続が可能な農地等であることなどが主な要件になっております。

生産緑地地区の指定をされますと、市街化区域内農地等としての土地利用が、都市計画上、明確化されます。更に、農地等として管理することが義務づけられ、農地等以外の利用は不可能になります。生産緑地地区内では、建築物などの新築、増築、宅地造成などの土地利用はできないことになります。このことを行為制限といいます。また、税制上の優遇措置が受けられ、固定資産税及び都市計画税が農地課税になります。

次に、買い取り申出制度についてですが、生産緑地地区の指定を解除できる条件としては、生産緑地地区に指定されて30年経過したとき、又は農業等の主たる従事者の死亡により農業等の継続が不可能となったときや、身体の故障を有することになった場合であり、市長に生産緑地を時価で買い取るように申し出ることになっております。市長は買い取り申出を受けた後、1か月以内にその生産緑地を買い取るか、買い取らないかを所有者に通知します。買い取らない場合は、他の営農者等へ、斡旋に努めますが、申出の日から3か月以内に斡旋が成立しなかったときには行為制限が解除されまして、建築物の新築や増築、宅地造成等の土地の転用が可能になります。したがいまして、この時点で生産緑地法上の行為制限が解除されますので、都市計画上は生産緑地地区に指定されていても、宅地化すべき農地等としての取扱いができる状況となり、後追いで都市計画変更を行うことになります。

これから説明いたします小金井都市計画生産緑地地区の変更につきましても、買い取り 申出に伴う案件は3か月以上経過しておりますので、生産緑地法上の行為制限が既に解除 されており、農地等以外のほかの用途への土地利用が可能な状況になっております。

生産緑地の追加指定について説明させていただきます。小金井市都市計画マスタープランの施策の一つとして、生産緑地の追加指定などによる農地の確保を掲げております。その実現の方法の一つとして、農地の営農行為が持つ緑地としての機能を重視し、継続的な営農が約束される農地等を生産緑地に追加するため、平成22年度に生産緑地の指定方針及び指定基準の改正を行いました。追加指定の手続は、農業委員会と連絡調整を行い、農

地等の認定の意見を得て内容を審査し、必要があるものについて都市計画審議会に諮り、 都市計画の決定をするものでございます。

それでは、本日の案件であります小金井都市計画生産緑地地区の変更について説明をさせていただきます。

今回の変更は10件でございます。内訳は、平成22年1月1日から同年12月31日までの生産緑地法第10条に基づく、買い取り申出に伴う削除が8件、市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものが2件の合計10件でございます。面積でございますが、現在の生産緑地地区の面積約67.88~クタール、229件を66.81~クタール、25件に変更するもので、約1.07~クタール減とするものでございます。

次に、変更を行う位置及び区域ですが、画面をご確認ください。全10件のうち、地区の全部を削除するものが番号25、番号38、番号130、番号189の4件でございます。次に、地区の一部を削除するものが番号27、番号98、番号126、番号226の4件でございます。最後に、地区の一部を追加するものが番号215、番号263でございます。画面は変更箇所10か所の位置を示した総括図でございます。ご覧のように、中央線の北側に4か所、南側に6か所となっております。

それでは、番号の小さいほうから順に説明させていただきます。

番号25です。東町四丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り 申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約740平方 メートルで、地区の全部を削除するものでございます。削除地区を西方向から見た現況で す。現況は画面にありますとおりでございます。

続いて、番号27です。東町五丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、 買い取り申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約4, 430平方メートルで、そのうち約870平方メートルを削除して、南側に残った約3, 560平方メートルを番号27とするものでございます。削除地区を北側から見た現況です。現状は画面のとおりでございます。

続いて、番号38です。梶野町二丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、 買い取り申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約2, 200平方メートルで、地区の全部を削除するものでございます。削除地区を北側から見 た現況でございます。地区東側の現況は画面にあるとおりでございます。地区西側の現況 は画面にあるとおりでございます。 続いて、番号98です。緑町五丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、 買い取り申出に伴う行為制限解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約5, 320平方メートルで、そのうち約3,090平方メートルを削除し、残った約2,230 平方メートルを番号98にするものでございます。削除地区を北側から見た現況でございます。現況は画面のとおりでございます。

続いて、番号126です。前原町一丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約4,740平方メートルで、そのうち約650平方メートルを削除し、残った約4,090平方メートルを番号126にするものでございます。削除地区を南側から見た現況です。現況は画面のとおりでございます。

続いて、番号130です。前原町二丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約1,400平方メートルで、地区の全部を削除するものでございます。削除地区を東側から見た現況です。画面にありますとおり、宅地造成され、住宅が建設されております。

続いて、番号189です。桜町二丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、 買い取り申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約2, 490平方メートルで、地区の全部を削除するものでございます。削除地区を南側から見 た現況です。現状は画面にありますとおりでございます。

続いて、番号215です。貫井北町五丁目地内でございます。市の指定方針及び指定基準に基づき、新規に地区を追加するものでございます。変更前の一団の面積が約2万7,920平方メートルで、そのうち北東側の約920平方メートルを追加して、全体として約2万8,840平方メートルを番号215にするものでございます。追加地区の現況です。現況は画面にありますとおり、既存指定地区と一体として供されております。

続いて、番号226です。貫井南町一丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約2,830平方メートルで、そのうち約1,510平方メートルを削除して、残った約1,320平方メートルを番号226にするものでございます。削除地区を南東側から見た現況です。現況は画面のとおりでございます。

続いて、番号263です。東町一丁目地内でございます。市の指定方針及び指定基準に 基づき、新規に地区を追加するものでございます。変更前の一団の面積が約4,150平方 メートルで、そのうち北側の約1,260平方メートルを追加して、全体として約5,41 0平方メートルを番号263にするものでございます。追加地区を北西側から見た現況で す。現況は画面にありますとおり、既存指定地区と一体として供されております。

生産緑地地区についての都市計画策定の経緯と今後の予定ですが、東京都との協議については、平成23年9月2日に意見のない旨の協議結果を得てございます。都市計画法第17条に基づく公告・縦覧につきましては、9月22日から10月6日までの2週間行いまして、意見書の提出はございませんでした。本日の当審議会でご決定いただいた後、平成24年1月1日に市の告示を行う予定でございます。

最後に、生産緑地地区指定の推移について、概略をグラフにしましたので、ご覧いただきたいと思います。平成3年に生産緑地法の一部改正がありまして、先ほど説明させていただきましたように、現行の法律に基づいて運用されております。小金井市は平成4年に約84.82~クタールを指定し、その後、追加指定及び買い取り申出等による面積の増減がございまして、今回の変更により約66.81~クタールになるものでございます。この18年間で約18.01~クタール減少しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【根上会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの案件につきまして、ご質問、ご意見、よろしくお願いいたします。 高橋委員

【高橋委員】 意見という形でとっていただきたいんですが、私は農業委員会としてこれの審議にずっと当たってきた者なんですけれども、1点、我々、農家側の要望として、相続の発生に伴って行為制限解除をするという形がほとんどの場合があります。税を払う関係で、必要以上に行為制限解除を行ってしまって、結果として宅地化農地で残るという形が多く見られます。これは、一度解除したものを再登録することができない部分があって、現在、国や東京都に、そういう部分で、相続が終わった後に再度追加指定をしていただきたいという要望を今挙げておるということをご記憶にしていただいて、我々としてはそういうような形で、少しでも多くの生産緑地が残る環境が小金井にとって最もいい方向であるというふうに思っておりますので、大学の先生である会長さんにも、そういう方向で行う場合のお知恵も含めて、そのうちご教授いただければと思います。

これは単なる意見というか、現状の部分として、発言ですので、よろしくお願いいたします。

【根上会長】 どうもありがとうございました。それでは、ご意見又は情報提供という ことでお伺いして、ほかに何かございますでしょうか。

[「なし」との声あり]

【根上会長】 よろしいでしょうか。それでは、特に質問がないようですので、これで質疑は終了したいと思います。

付議案件2件のご説明は終わりましたので、ここでこの2件について決をとりたいと思います。案件(1)、案件(2)の順で採決ということになりますが、どういうふうにいつもされているのか、私、存じないんですが、まず、ご異議ないかどうかということでお伺いして、異議がないようでしたら、その場で決定、もし、ご異議があるようでしたら採決というような形、挙手か何かでという、そういう形でよろしいでしょうか。

それでは、まず、案件(1)、小金井都市計画特別緑地保全地区の変更について、原案ど おりの決定、特にご異議がある方はございませんでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【根上会長】 ありがとうございました。それでは、ご異議なしという声をいただきましたので、この案件は付議のとおり決定いたしたいと思います。

それでは、案件(2)、小金井都市計画生産緑地地区の変更について、原案どおりの決定でよろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【根上会長】 どうもありがとうございました。異議なしという声で、これについても 原案どおり決定させていただきます。

それでは、付議案件についてはこれで終了いたしました。

次に、案件(3)、小金井市都市計画マスタープランの見直しについての報告でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【酒井都市整備部長】 それでは、案件(3)、都市計画マスタープランの見直し素案(事務局案)について説明をさせていただきます。

この見直し素案の策定の経緯ですが、平成22年度から見直しに着手しており、市民の皆様のまちづくりに対する考えを聞くための3,000人アンケートや、市民協議会を6回開催し、広く市民の意向を把握してまいりました。また、学識経験者、関係団体代表者、公募市民の皆様で構成する策定委員会を6回開催し、ご審議をいただいているところでご

ざいます。

資料をご覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきますと、A3カラーの都市 計画マスタープラン見直し素案の概要版が6ページにわたってございます。その後ろが、 小金井市都市計画マスタープラン見直し素案の事務局案となっております。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、小金井市都市計画マスタープラン見直し素案(事務局案)の5ページをご覧ください。見直しの視点でございます。現行の都市計画マスタープランの上位計画である長期総合計画が新たに策定されたことを受けて、都市計画マスタープランに掲げる将来像を第4次基本構想に即して変更しますが、まちづくりの方向性については適切であると考えられることから、基本目標や基本方針は現行計画を継承しつつ、状況変化に応じた修正を加え、平成32年を目標とした計画内容を見直します。

見直し方針を4つ掲げております。見直し方針1、基本的なまちづくりの方針は継承しています。見直し方針2、現行計画策定後おおむね10年が経過しており、市街地の変化や都市計画・まちづくりの進捗状況などを踏まえた時点的修正です。見直し方針3、平成22年度策定の長期総合計画、緑の基本計画との整合又は、本年度策定中の住宅マスタープランなどの関連計画との整合を図ります。見直し方針4、地球温暖化対策や防災・減災、防犯まちづくりなどの新たな視点を加味して、社会的な要請に対応できる内容修正を行います。また、新たな社会的要請への対応を図ります。

以上が、都市計画マスタープランの見直しの視点でございます。

続きまして、全体構想について説明をさせていただきます。主にA3の概要版を使って 説明をさせていただきます。

初めに、基本目標1、環境共生のまちづくりについて、A3判の1ページになります。 方針1-1、次世代に誇れる景観づくりを定めております。見直し素案では11ページで ございます。ここでは、小金井の風土にあった風景の保全と形成、小金井にふさわしい市 街地景観の質の向上等を方針として掲げ、国分寺崖線、玉川上水の桜など、小金井らしい 美しさと風格を備えた風景の保全を図る、道路の整備と併せた電線類の地中化や建築物の 形態の街並みとの調和を図るとしております。

方針1-2、水とみどりと生き物の創造を定めております。見直し素案では12ページでございます。ここでは、みどりの回復、水の循環性の確保、水とみどりのネットワーク化、多様な生態系の確保等を方針として掲げ、みどりの減少を防ぎ、農地や屋敷林の保全

と宅地内緑化を進める、雨水の透水性、保水性の向上を図り、水の循環系づくりによる野川への湧水源と水量の確保を図る、小金井公園、野川公園、武蔵野公園など緑地資源のネットワーク化を図る、野川周辺の生態系再生など多様な動植物の生存環境の確保を図るとしております。

方針1-3、環境負荷の少ないまちづくりを定めております。見直し素案では13ページでございます。循環型都市の形成、低炭素社会の構築、大気汚染の防止、輻射熱の抑制、環境にやさしい建築物の誘導等を方針として掲げ、リサイクル化等を極力進め、自然環境への負荷を軽減する循環型都市環境への誘導を図る、クリーンエネルギーの導入を図り低炭素社会の構築を図る、自動車の通過交通の抑制や公共交通機関の充実により、大気汚染の防止とエネルギーの効率化を図る、公園、緑地の保全や生け垣の促進、街路樹の積極的な整備により輻射熱の軽減、抑制を図る、省エネルギーや水・大気の循環に配慮し、環境負荷の軽減に効果のある環境共生建築物づくりの誘導を図るとしています。環境共生のまちづくりの方針図は、資料のとおりで、みどりの拠点や軸を示してございます。

続いて、基本目標2、安全・安心なまちづくりについて説明いたします。A3判の2ページになります。

方針2-1、災害に強いまちづくりを定めております。見直し素案では16ページでございます。ここでは、安全に避難できるまちづくり、燃えないまちづくり、ライフラインの強化と確保、情報ネットワークの整備等を方針として掲げ、避難場所や備蓄倉庫など防災拠点の整備、建築物の不燃化、耐震化への誘導、危険なブロック塀等の生け垣化、ライフライン施設の被害の軽減を図るため、耐震性、代替性の確保及び電線類の地中化を進める、市民と市の協力による自主防災意識の醸成、災害情報の正確な伝達など情報ネットワークの構築を図るとしております。

続いて、方針2-2、安心して暮らせるまちづくりを定めております。見直し素案では 17ページでございます。ここでは、子どもや高齢者が安心して過ごせるまちづくり、ノーマライゼーションに配慮したまちづくり、バスが活躍するまちづくり、人と自転車にや さしいまちづくり等を方針として掲げ、日常生活圏の形成や犯罪を未然に防ぐための公園 等での死角の排除など安心して暮らせるまちづくりを図る、小金井市バリアフリーのまちづくり基本構想に基づき、高齢者や障害のある人が自由に行動しやすいまちづくりを進める、公共交通機関の充実を図り、COCOバスの効果的、効率的な運行を図る、歩行者や自転車の安全性を確保するため、自転車走行空間の確保とともに、自転車駐輪場の整備を

進めるとしております。

続いて、方針2-3、ふれあいのあるまちづくりを定めております。見直し素案では19ページでございます。地域のなかで日常生活を済ませることができるまちづくり、地域のコミュニティ活動や交流を促進するまちづくり等を方針として掲げ、歩ける範囲で行政サービス等が受けられるような地域中心拠点の整備を図る、地域のコミュニティ活動を盛んにするために、ふれあえる場所づくりを進めるとしています。安全・安心なまちづくりの方針図は資料のとおりで、地域中心拠点や避難場所を示してございます。

全体構想の最後に、基本目標3、自立(律)と活力にみちたまちづくりについて説明いたします。A3判では3ページになります。

方針3-1、小金井らしさを実感できるまちづくりを定めております。見直し素案では24ページでございます。ここでは、にぎわいと個性のある拠点づくり、「軸」と「回遊」ゾーンでの連なりとみどりを意識した空間づくり等を方針として掲げ、武蔵小金井駅及び東小金井駅は、魅力的な景観やみどり豊かな空間整備を進める、JR中央本線沿線ゾーンではみどり豊かな市街地整備など、新たなまちづくりを進めるとしています。

続いて、方針3-2、創造的・個性的な産業の育成を定めております。見直し素案では25ページでございます。ここでは、魅力ある商店街づくり、新しい産業の創出、「農」を活かしたまちづくり等を方針として掲げ、購員力が市外に流出しないように、駅周辺の回遊性を高め質の高い商店街づくりを図る、JR中央本線沿線都市として魅力的で創造的かつ環境にやさしい産業の誘致・育成を進める、農を活かしたまちづくりを進め、農業者、商業者、市民の協働により、市内農産物を市内で消費するシステムづくりを進めるとしております。

続いて、方針3-3、活力を生むコミュニケーションの場づくりを定めております。見直し素案では26ページでございます。ここでは、交流人口の増加をめざしたまちづくり、ネットワークを活かしたまちづくり等を方針として掲げ、新たな出会いと交流の盛んな活力にみちたまちづくりを進める、市内外にわたる市民活動のネットワークや広域交通のネットワークを活かした活力あるまちづくりを進めるとしています。

自立(律)と活力にみちたまちづくりの方針図は、武蔵小金井駅周辺を総合拠点、東小金井駅周辺を副次拠点としてございます。

全体構想については以上でございます。

続いて、地域別構想について説明をさせていただきます。

初めに武蔵小金井地域です。A3判の4ページになります。見直し素案では38ページから43ページでございます。

まちづくりの基本方針:環境と共生するまちづくりをめざしてでは、主な取組として、 市民参加による小長久保公園の拡張整備の計画検討、公園管理を行うための仕組みづくり、 サクラ復活プロジェクトによるヤマザクラ並木の再生・復活、人道橋架設、人や桜に配慮 した緑道の整備、公園が不足している武蔵小金井駅東側における公園の確保、武蔵小金井 駅周辺など交通の利便性の高い地区で、定住人口の増加をめざした都市型住宅の計画的誘 導を主な取組としております。

まちづくりの基本方針:安全で安心して暮らせるまちづくりをめざしてでは、五日市街道、新小金井街道など交通量の多い幹線道路を境にした日常生活圏の確立、武蔵小金井駅、北大通り、緑中央通りなどの商店街を核に地域中心拠点を形成、上の原通り、けやき通り、緑桜通りなどは、歩行者や自転車が安心して移動でき、コミュニティ活動の軸となる主要生活道路として位置づけ、国分寺崖線の坂道において、人にやさしく個性ある坂道づくりを推進を主な取組としております。

まちづくりの基本方針:地域の魅力と活力にみちたまちづくりをめざしてでは、武蔵小金井駅周辺のまちづくりは、市民の意向を踏まえて検討、駅北口交通広場を再整備し、複雑で危険な歩行者動線を改善、行政サービスの中枢となり、市民交流の場となる新庁舎を、蛇の目ミシン工場跡地に建設、駅南側の小金井街道は、アーケード撤去と合わせて電線類の地中化を推進、を主な取組としています。

東小金井地域について説明をさせていただきます。A3判では5ページになります。見 直し素案では44ページから49ページでございます。

まちづくりの基本方針、環境と共生するまちづくりをめざしての主な取組について説明します。小金井公園や野川公園及び武蔵野公園の大規模公園は、みどり豊かな自然環境を保全し、市民が身近に自然と親しむ空間として利用を促進、東小金井駅や新小金井駅周辺における、みどりを取り入れた市街地景観の創出、サクラ復活プロジェクトによるヤマザクラ並木の再生・復活、人道橋架設、人や桜に配慮した緑道の整備、市民参加による(仮称)一号公園の計画検討、公園管理を行うための仕組みづくりとしています。

続きまして、まちづくりの基本方針、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざしての 主な取組について説明いたします。五日市街道、東大通りなど交通量の多い幹線道路や西 武多摩川線を境にした日常生活圏の確立、梶野通り、緑桜通り、地蔵通り、農工大通りな どは、歩行者や自転車が安心して移動でき、コミュニティ活動の軸となる主要生活道路として位置づけ、武蔵野公園内の暗く狭い坂や階段は、国分寺崖線と調和した環境整備を推進、地域の公共交通を担う交通手段の一つとして、駅周辺にレンタサイクル導入を検討としています。

まちづくりの基本方針、地域の魅力と活力にみちたまちづくりをめざしての主な取組について説明します。東小金井駅北口の土地区画整理事業による拠点性の向上と併せて、区画整理事業区域内で取得するまちづくり事業用地については、市民の意向を踏まえた最適な整備活用を推進、JR中央本線高架下の駐輪場整備、駅南口の暫定駅前広場整備を進め、安全で快適な回遊空間を確保、地域活性化を図るための情報発信拠点として、東小金井駅南口の小金井市内産品のタウンショップを活用、小金井公園、武蔵野公園及び野川公園を結ぶ東大通りは、広幅員を活かした道路づくりに向けて、周辺商店街との協働によるまちづくりを検討としています。

野川地域について説明をさせていただきます。A3判では6ページになります。見直し素案では50ページから55ページでございます。

まちづくりの基本方針、環境と共生するまちづくりをめざしての主な取組については、 国分寺崖線はみどり豊かな自然環境を保全し、生態系にも配慮した連続性のある緑地軸と して整備、武蔵野公園、野川公園の大規模公園や滄浪泉園、小金井神社などは、みどり豊 かな自然環境を保全し、市民が身近に自然や歴史と親しむ空間として利用促進、野川は、 渇水状態の改善と併せて、生物の良好な生息・生育環境を有する河川環境を保全するため、 自然再生事業を推進、みどりの大きな環、小さな環に対応して、国分寺崖線や野川などの 地域固有の資源を活用して、回遊性のある歩行者や自転車のための水とみどりのネットワ ークを形成としています。

続いて、まちづくりの基本方針、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざしての主な 取組については、国分寺崖線や小金井街道など交通量の多い幹線道路を境にした日常生活 圏の確立、小金井街道、新小金井街道の既存の商店を核に、日常生活に必要な各種サービ スが集積する地域中心拠点の整備を推進、薬師通り、池の上通り、西の久保通りなどは、 歩行者や自転車が安心して移動でき、コミュニティ活動の軸となる主要生活道路として位 置づけ、国分寺崖線の坂道において、人にやさしくふれあいの場となる、個性ある坂道づ くりを推進

続いて、まちづくりの基本方針、地域の魅力と活力にみちたまちづくりをめざしての主

な取組については、国分寺崖線沿いのはけの道は、歩行者を中心としたふれあいの生まれる歴史と文化の薫る地域のシンボル的な散策路として整備を推進、小金井街道は、魅力と活力の軸、みどりの軸、日常生活の軸、避難の軸などのたくさんの機能を持った道路として整備を推進、市の顔となるゾーンや道路での、電線類の地中化や建築物の規制誘導、農地の保全と援農のため、市民と農家が協力しあえるような仕組みづくりを推進としています。

以上で説明を終わります。

【根上会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見、いただきたいと思います。よ ろしくお願いいたします。

高橋委員

【高橋委員】 このすばらしい計画の内容自体を否定するつもりは全くないんですが、このたび、9月の大きな台風で五日市街道沿いを中心として、自然に生えたケヤキ等、大きな木が倒れるとか、そういう現象が起きております。あわせて、玉川上水べりの桜、あれは小金井市が管轄する地域だったり東京都の水道局の地域だったりするので簡単にはいえない世界なんですけれども、倒木の可能性のある木が相当数生えている状況がありますので、これは意見として聞きとめていただきたいんですけれども、市内の大きな木も含めて、樹木の安全性の検査というものが必要になるかということと、プランの中でも死角の排除という形で、公園等、そういうところでの死角を減らすような形とは書いてあるんですけれども、市内のミニ公園も含めまして、やぶのように自然に生えてしまうようなところも多く見られます。そういうところの部分、総合的に考えまして、これから先、小金井市の緑に関しましては、量より質にかわる方向性で持っていっていただければありがたいなと思っております。

それと、明日、小金井公園で東京都と4市合同の総合防災訓練が開かれますが、この防災拠点も含めまして、これから先、これは特に参加している、今日の意見からは離れてしまいますけれども、市議会議員の皆様にお願いなんですが、連携をするという形で、他市、関係市との協力体制というものがこれから重要視されてくると思いますので、東京都と関係するような近隣市の皆様と連携した広域的な安全体制というもの、また、その動線というもの、帰宅困難の問題、そういうことも踏まえて、これから審議のほう、議会のほうでもやっていっていただければなと思っております。

【根上会長】 どうもありがとうございました。ご意見ということでお願いしましたが、 樹木の安全性についてというようなことがちょっとありましたので、もしそれについて事 務局で何か報告がありましたら、いかがでしょうか。

【石原環境政策課長】 公園の倒木につきましては、日頃から公園の樹木の健康状態なども注視してございまして、事前に倒木の危険性があるものについては伐採や主幹の剪定などを行っているところでございますけれども、この度の台風直撃という中では、その措置も及ばなかった部分もあるのかなというふうに思ってございます。

【根上会長】 どうもありがとうございました。

【東山道路管理課長】 道路管理課で管理しています街路樹につきましては、毎年剪定などを行っておりまして、その中で、倒木の可能性があるような、枯れているような木につきましては、前もって伐採、その他を行っております。

【根上会長】 どうもありがとうございました。これでよろしいでしょうか。

緑の質についてのご意見もいただきました。今日は報告ということで、こちらの都市計 画審議会に意見を求めるという点では、ぜひそういう意見も出たということを策定委員会 にお伝えいただきたいと思います。

ほかに。

【板倉委員】 マスタープラン見直し概要の、見開きになっているものでの1ページで、 みどりの軸が中央線沿いを走っておりますね。これは高架下を緑地帯にしていくという考 えになっているということでよろしいんでしょうか。要するに、高架下になっていますか ら、あそこ、いろんな利用がありますね。その高架下の両わきあたりに樹木を植えて、緑 地帯にしていくという発想になっているのかということです。

次に、同じ見開きの3ページの基本目標3の、自立(律)と活力にみちたまちづくりで、 広域連携軸について、青い点、点、点がありますよね、五日市街道と東八道路と新小金井 街道。小金井街道を外した理由についてご説明をいただきたいということですね。

最終的に、今日は報告になるんですが、今後の、どのようなスケジュールを持っている のかについて伺いたい。

以上、3点です。

【根上会長】 それでは、ただいまのご質問の3点について、事務局、ご回答をお願い いたします。

【西川都市計画課長】 1点目の1ページ目で、みどりの軸が、中央線の部分が入って

いて、高架下の部分かということですけれども、特に高架下ということではなくて、中央線の高架橋自体に緑をはわせるということはなかなかできない状況だということを、JR 東日本のほうからも聞いております。そういうことになりますと、駅とかその周辺を緑にしていくということで、こちらにつきましては、緑を高架下に全部つくるということではございません。

それから、2点目の、新小金井街道と五日市街道と30メートル道路のところが広域連携軸となっているということと、小金井街道の位置づけについてはということでございますけれども、新小金井街道等につきましては、広域幹線道路の整備の方針というのがございまして、その中で、東京都の幹線道路の方針として、南北の交通につきましては、新小金井街道を中心に処理するということになっておりまして、東西につきましては、五日市街道と東八道路を中心に交通の処理をしていくということになってございます。小金井街道につきましては、幹線道路として整備を行って、市を代表する道路として都市活動を活発化する道路として整備していただくというふうに考えてございます。

【酒井都市整備部長】 3点目の、スケジュールのお尋ねでございます。後ほど改めてスケジュールについては説明する予定でおりましたが、ご質問がありましたので、ここで説明をさせていただきます。

今後の予定でございますけれども、本日の審議会を経た後、11月の上旬に都市計画マスタープラン策定委員会を開催する予定でございます。本日、ご意見等を踏まえた修正点などをご審議いただくことになります。それから、これは市民参加条例に基づくものでございますけれども、11月の下旬から年内にかけまして、パブリックコメントを実施する予定でございます。その後、年が明けまして、最終的に策定委員会、市議会全員協議会、それから、都市計画審議会を開催させていただきまして議決をいただくという流れになる予定でございます。23年度中に策定をすると、そういう予定でございます。

【根上会長】 どうもありがとうございます。

【板倉委員】 確認しておきたいんですが、3ページの基本目標3のところは、東京都の広域幹線道路の整備方針に基づいているという理解でまとめてよろしいですか。

もう一つのほうの、戻ってしまいますけれども、基本目標1のほうは、中央線の高架下は小金井市として積極的に緑地化していくという考えにはなっていないということですか。 そうすると、うたい方がちょっとわかりませんので、要するに、これだと、側道もできますよね、高架下に。高架下にいろんなものが入ってきますけれども、そこに積極的に緑地 化をしていくという方針に立たないと合わなくなると思いますが、その点はどうでしょうか。

2点だけ、お願いします。

【根上会長】 それでは、再度のご質問。

【西川都市計画課長】 質問にお答えいたします。

まず、中央線のほうは、あくまでもこれは中央線というところよりも、もう少し広く、中央線のゾーンというふうにお考えいただきまして、中央線沿線のゾーンということで都市計画マスタープランの本編のほうでも触れてございますけれども、緑の東西の軸として中央線の沿線ゾーンを位置づけておりまして、中央線の利用のお客様が小金井らしい風景を視認できるように、鉄道施設を含めた沿線ゾーンでの緑化をしていくということでございます。

それから、道路につきましては、委員がおっしゃるように、広域幹線道路の整備方針というのがありまして、そちらのほうに位置づけられているというものでございます。

【根上会長】 という回答ですが、いかがでしょうか。

それでは、別の質問、関連で。斎藤委員、よろしくお願いします。

【斎藤委員】 今のご答弁で、私は中央線沿線に関しては、環境側道という言い方で、側道を整備しますよね。それの街路樹を含めた形で重点的に緑化していくという動きなのかなと思ったんですが、今、事務局のご答弁で、そこも含めてということでいいですか。 実際は、市として、できるところは、環境側道の街路樹というのが重点的になるんだろうと、私はそう解釈していたんですけれども、その解釈というのは間違いですか。

【根上会長】 回答をお願いいたします。

【西川都市計画課長】 緑のところでございますけれども、中央線の北側の側道の環境側道と、あと、まちづくり側道があるわけですけれども、そちらにつきまして、今特にここで触れているということではなくて、全体的なゾーンの中でという、もう少し幅広いことの中で、こちらのほうは考えてございます。環境側道につきましては、車道6メートルであったり、車道6メートルに北側に2メートルの歩道を設置する、8メートルの幅員であったりしておりますので、そうしますと、2メートルの歩道の中には街路樹等の配置はなかなか難しいと思いますけれども、ツタ類とかそういうものを配置することは可能かと思いますけれども、現在のところ、今、街路樹等の配置ということは市のほうでは考えていないところでございます。

【根上会長】 どうぞ。

【斎藤委員】 そうすると、具体的に、中央線の緑のゾーンってどういうイメージなんですか。私、全くイメージ浮かばないですね。これは正直言って絵にかいたもちになる可能性があるんですが、私が勝手に間違った解釈をしていたわけで、今までこれに触れていなかったんですけれども、具体的にどういうイメージなんですかね。このゾーンをみどりの軸にするということで、私にはちょっとイメージ浮かばないんで、イメージ浮かぶようなご答弁をいただければと思います。

【根上会長】 ご回答を。

【石原環境政策課長】 都市計画マスタープランの改定ということで、従前のマスタープランの中には、中央線自体を緑化していくというようなコンセプトがございました。今、それをそのまま実現するというのは、先ほど都市計画課長の答弁にもございましたけれども、中央線の施設自体をすべて緑化していくというのはなかなか困難だという状態でございまして、もう少し中央線のエリアを広くとらえて、中央線沿いの開発があった場合、あるいはJRにも駅の周辺とかで協力いただけるところは、例えば武蔵境駅であるとか、三鷹駅など、駅前を壁面緑化しているような例がございますので、そういった形で中央線沿いも緑が連続するような形のまちづくりを進めていくように誘導していくというものでございます。

【根上会長】 よろしいでしょうか。ちょっと具体的な施策がなかなか伴わないというところでイメージしていただくというご意見をいただきました。その辺も含めてということで、多分、中央線から見ると、小金井市に差しかかると緑が多いというような空間、市街地整備に取り組んでいくというようなイメージかと思いますが、じゃ、具体的にというところまでは、検討もまだこれからで、マスタープランですので、具体的にすぐに実現するという話だけではなくて、将来に向けての方向性というようなところもあろうかと思います。そのあたりのイメージができるだけ伝わるような表現をお願いしたいというようなところでしょうか。そういう意見が出たということで、策定委員会のほうにお伝えいただければと思います。

全体的に修正が入っている部分を見ますと、できないところ、なかなか実現が難しいというところを切っている部分はあるように思いますけれども、ある程度、マスタープランですので、すぐ実現するというだけではないかなと。

ほかにいかがでしょうか、ご意見、ご質問

【高橋委員】 先ほどの倒木のことでの追加なんですけれども、市の管理は完璧かと思うんですが、問題は、民有地とか、東京都とか、市とは関係ないところも、本来であれば、市がやれというんではなくて、今回のマスタープラン上での安全性を考えていくと、民地や、市が関係しない地域においてもそういう危険性があるというような指摘を記録しておいていただければ助かるなと思いますので、市が必ず入れない部分は当然あると思うんですけれども、それを市がチェックしろとか、そういう意味ではなくて、小金井市全体の安全性を考えた場合には、市の管轄外のところでも、そういう部分が想定できるというようなこともちょっとどこかで指摘していただければありがたいなと思います。

【根上会長】 わかりました。そういうご意見が出たということで、これはマスタープランのほうにももしかしたら関係するかもしれませんので、ご意見、お伝えいただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

【根上会長】 よろしいでしょうか。それでは、これにつきましては、また、パブリックコメント等もあるということですので、今後、気がつかれたことなども反映をする機会があると思います。

それでは、案件3、特に質問がないということですので、これで終了させていただきます。

これで、本日予定していた案件はすべて終了いたしました。

あとは、今後のスケジュールの確認とか、事務局

【酒井都市整備部長】 ご質問がありましたので、再度お答えさせていただければと思います。

【根上会長】 最後の質問、ご回答、お願いいたします。

【酒井都市整備部長】 先程、板倉委員からご質問がありましたので、説明をさせていただきましたけれども、本日の審議会のご意見等を踏まえまして、それを11月上旬の都市計画マスタープラン策定委員会にご意見等を上げてご審議をいただく予定でおります。それから、パブリックコメントを11月下旬から年内にかけて実施をしまして、年明けに最終的に策定委員会でまとめていただき、市議会全員協議会に報告、その後都市計画審議会のほうで最終的にご議決をいただくという流れになります。

【根上会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今、マスタープランのスケジュールのご説明をいただきました。

これで、特に何かご意見等なければ閉会としたいたいと思いますが、何かございますでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

【根上会長】 よろしいでしょうか。

次回は、都市計画マスタープランのパブリックコメントの後ということですので、また、 その議題を審議することになるかと思います。

本日の審議はすべて終了いたしました。順調に進みました。ちょっと不慣れなことも、 あったと思いますがご協力いただきありがとうございました。今日の審議はこれで閉会と いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —